(証券コード　7938)
2019年6月4日

株　主　各　位

千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社 リーガル コーポレーション
代表取締役社長　岩　崎　幸　次　郎

第187回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第187回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場　　所　千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
　株式会社リーガルコーポレーション　本社1階　ホール
3. 目的事項
報告事項
(1) 第187期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第187期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案　取締役8名選任の件
第2号議案　監査役4名選任の件
第3号議案　補欠監査役1名選任の件

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030/）に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類、計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030/）に掲載させていただきます。

（添　付　書　類）

事　業　報　告

（2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善が続くなか、景気は緩やかな回復基調で推移しておりますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済など海外経済の動向と政策に関する不確実性、不安定な金融資本市場の影響等もあり、先行きは不透明な状況が続いております。

靴業界におきましては、オフィスカジュアルの浸透や健康志向の拡大により、カジュアル志向のスポーツシューズやウォーキングシューズ需要が拡大するなか、消費者の節約志向や低価格志向が依然として根強く、加えて異業種による靴小売業への参入やEコマースの急成長による消費チャネルの多様化等により競争が激化し、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、靴小売事業を核とした製造小売型企業体への進展を目指し、企画・開発から製造、調達、販売まで各部門がスピード感をもって連携することによって効率化を図るとともに、顧客ニーズやライフスタイルの変化に対応した店舗開発や商品提案を行い、新たなマーケットを創造していくことを重点課題として取り組んでまいりました。

売上面につきましては、消費動向の変化により付加価値の高い限定商品や、リーズナブルでコストパフォーマンスの高いビジネスシューズは好調に推移したものの、消費チャネルの多様化等の影響から百貨店業態や地方、郊外型店舗の不振もあり、中・高価格帯の紳士のビジネスシューズや婦人靴全般が苦戦し、全体では前年実績を下回りました。

利益面につきましては、販売管理費は削減したものの、売上高の減少に伴う売上総利益額の減少により、各利益ともに前年実績を下回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は32,934百万円(前年同期比3.7％減)、営業利益は878百万円(前年同期比33.8％減)、経常利益は1,031百万円(前年同期比23.0％減)、親会社株主に帰属する当期純利益は512百万円(前年同期比33.6％減)となりました。

事業部門別の概況は次のとおりであります。

① 靴小売事業

靴小売事業では、店頭における顧客からの情報を最大の資産と捉え、多様化する顧客ニーズに対応した店舗開発、商品・販促提案を行い、店舗運営を通してのブランド価値の向上と売上の拡大に努めました。

業態別では、「シェットランドフォックス店」、「ケンフォードショップ」および「サントーニショップ」が堅調に推移いたしました。しかしながら、主力の「リーガルシューズ店」においては、ワークスタイルの多様化等の影響からビジネスカテゴリーの商品動向が鈍く、更にEコマースの急成長による競争の激化等により、売上高は前年実績を下回りました。

利益面につきましては、スポーツシューズ需要の継続によるファッションのシーズンレス化傾向から、需要期における季節商材や実需型商材の不振により十分な利益が確保できず、前年実績を下回りました。

商品・アイテム別では、販路を限定した「オリジナル商品」や履き心地を重視した「リーガルウォーカー」は堅調に推移いたしましたが、対象顧客の節約志向や消費動向の変化等により「リーガル」のビジネスシューズや婦人靴全般が苦戦いたしました。

当連結会計年度の店舗展開につきましては、「リーガルシューズららぽーと名古屋みなとアクルス店」（愛知県）など計6店舗を新規で出店し、「リーガル日本橋」（東京都）など計10店舗を改装するとともに、不採算店舗計9店舗を閉店いたしました。（直営小売店の店舗数128店舗、前連結会計年度末比3店舗減）

この結果、当連結会計年度の売上高は16,729百万円（前年同期比3.7％減）、営業利益は605百万円（前年同期比29.3％減）となりました。

② 靴卸売事業

靴卸売事業では、変化する顧客の購買行動に対応すべく、従来の卸売業と小売業の垣根を越えて、顧客との接点を拡張、強化する取り組みに注力いたしました。

顧客との接点強化施策としましては、縮小傾向にある大型GMSや百貨店内の売場確保を目的とし、靴卸売子会社が提案するGMSを中心としたコンセッショナリー契約の売場「キャメロット」（50店舗）や百貨店内のインショップ「フィットイン」（3店舗）を展開しております。

商品面では、紳士靴につきましては、中・高価格帯である「リーガル」のビジネスシューズは伸び悩みましたが、オリジナルブランドの「ケンフォード」につきましては、品質と価格のバランスが評価され、順調に販売実績を伸ばしております。また、履き心地を重視した「リーガルウォーカー」につきましても、高付加価値商品を中心に紳士靴、婦人靴ともに、堅調に推移いたしました。

しかしながら全般的には、スポーツシューズ需要の継続や消費者の節約・低価格志向を背景に、百貨店、量販店、郊外型店舗における来店・購買客数の減少に歯止めがかからず、加えてサンダルやブーツ等季節商材の不振により、売上高、売上総利益額ともに前年実績を下回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は16,166百万円（前年同期比3.7％減）、営業利益は210百万円（前年同期比47.3％減）となりました。

③ その他事業

報告セグメントに含まれない不動産賃貸料の収入など、その他事業の当連結会計年度の売上高は162百万円（前年同期比10.4％減）、営業利益は33百万円（前年同期比12.7％減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、804百万円であります。

主なものは、当社の連結子会社である米沢製靴株式会社の米沢工場移転に係る費用および「リーガルシューズららぽーと名古屋みなとアクルス店」など直営店６店舗を新たに出店したことや改装による店舗内装工事費であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社グループは、2019年４月１日付で当社の連結子会社である株式会社フィット東日本を存続会社、同じく当社の連結子会社である株式会社フィット近畿日本および株式会社タップスを消滅会社とする吸収合併を行っております。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。このような状況下におきまして、当社グループは、以下の課題に取り組んでまいります。

① ブランド価値の向上

ブランドごとのコンセプトやターゲットを明確にし、ブランド価値の向上を図ってまいります。主力である「リーガル」は、「信頼・信用」の代表ブランドとして広く認知されるために、競争力と付加価値の高い商品を開発・提案してまいります。

② 店頭売上を重視した製造小売業型機能の強化

企画・開発、製造、調達、販売までの各部門が、スピード感をもって連携することにより、さらに効率化を図り、製造小売業型の機能を高めてまいります。お客さまのニーズやライフスタイルの変化に適切かつ迅速に対応した商品開発や店舗提案を行い、新たなマーケットを創造してまいります。

③ 品質の向上

品質を重視した靴作りでお客さまに安全と安心を提供します。さらに品質の向上を図るため、国内外の生産子会社や協力メーカーに技術者を派遣するとともに、材料から製品までの検査体制を構築し、調達のグローバル化を推進してまいります。

④ 人材の育成

お客さまにご満足いただける優秀なスタッフの育成を推進してまいります。販売部門では、当社独自の教育機関であるREGAL COLLEGEにおいて研修を行ってまいります。製造部門では、熟練者による後継者の育成や技術の伝承に加え、新たな技術・付加価値の創造に努めてまいります。

⑤ 外部環境の変化に対応した調達体制の構築

原材料費の高騰や為替の変動等外部環境の変化に対応してまいります。品質の維持・向上を基本とし原材料や海外の生産拠点の見直し等を行い、調達コストの抑制を図るなど売上総利益率の改善に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	第184期 (2015年4月～2016年3月)	第185期 (2016年4月～2017年3月)	第186期 (2017年4月～2018年3月)	第187期 (2018年4月～2019年3月)
売上高 (百万円)	36,336	35,671	34,205	32,934
経常利益 (百万円)	2,152	1,503	1,338	1,031
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,377	890	772	512
1株当たり当期純利益 (円)	43.65	28.20	244.86	162.48
総資産 (百万円)	30,048	30,832	31,910	30,309
純資産 (百万円)	14,767	16,012	16,546	16,003

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 第187期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
3. 第186期の1株当たり当期純利益につきましては、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社フィットト東日本	40	100.0	各種靴の卸売
株式会社タップス	20	100.0	〃
株式会社フィット近畿日本	20	100.0	〃
株式会社ニッカ	40	100.0	各種靴の小売
チヨダシューズ株式会社	10	100.0	各種靴の製造

(注) 1. 連結対象子会社は、上記の5社を含め17社（前期17社）であり、持分法適用関連会社は1社（前期1社）であります。
2. 株式会社フィット東日本は、2019年4月1日付で株式会社タップスおよび株式会社フィット近畿日本を吸収合併し、商号を株式会社リーガル販売に変更いたしました。
3. 株式会社ニッカは、2019年4月1日付で商号を株式会社リーガルリテールに変更いたしました。
4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他

重要な技術提携等の状況

提携先	国名	内容
クラレス・インク	米国	「ナチュラライザー」および「ライフストライド」ブランドのライセンス契約
インターナショナル・レザー・ファッション・コーポレーション・リミテッド	タイ	「リーガル」ブランドの技術供与契約

(8) 主要な事業内容

当社グループは、紳士靴、婦人靴、安全靴および諸官庁向特殊靴等を企画、製造、仕入、販売しております。

(9) 主要な営業所および工場

当社

本店所在地　千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

事業所　本店、大阪支店（大阪市中央区）

子会社

販売会社　㈱フィット東日本（千葉県浦安市）、㈱タップス（千葉県浦安市）、㈱フィット近畿日本（大阪市中央区）、㈱ニッカ（千葉県浦安市）、東北リーガルシューズ㈱（千葉県浦安市）、上海麗格鞋業有限公司（中国上海市）

生産会社他　岩手製靴㈱（岩手県盛岡市）、岩手シューズ㈱（岩手県奥州市）、米沢製靴㈱（山形県米沢市）、チヨダシューズ㈱（新潟県加茂市）、㈱ニッカエンタープライズ（千葉県柏市）、加茂製靴㈱（埼玉県南埼玉郡）、香港麗格靴業有限公司（香港）、蘇州麗格皮革制品有限公司（中国江蘇省）

直営小売店　128店舗（うち当社 37店（Webショップを含む）、㈱ニッカ 74店、東北リーガルシューズ㈱ 10店、上海麗格鞋業有限公司 5店、香港麗格靴業有限公司 2店）

（注）1. 株式会社フィット東日本は、2019年4月1日付で株式会社タップスおよび株式会社フィット近畿日本を吸収合併し、商号を株式会社リーガル販売に変更いたしました。

2. 株式会社ニッカは、2019年4月1日付で商号を株式会社リーガルリテールに変更いたしました。

(10) 従業員の状況

区　　分	従　業　員　数	前　期　末　比　増　減
男　　性	728名	27名減
女　　性	450名	10名減
合　　計	1,178名	37名減

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除く）であり、臨時従業員825名（パートタイマーおよび契約社員）は含まれておりません。

(11) 主要な借入先

借　　入　　先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,096
株式会社みずほ銀行	1,040
株式会社三井住友銀行	480
みずほ信託銀行株式会社	400
シンジケートローン	1,329

(注)シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする12社の協調融資によるものです。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　13,000,000株

（2）発行済株式総数　3,250,000株　（自己株式 87,313株を含む）

（3）株　主　数　7,557名　（前期末比　347名増）

（4）大　株　主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
	千株	%
株式会社ニッピ	457	14.46
みずほ信託銀行株式会社	137	4.35
リーガル取引先持株会	136	4.33
中央建物株式会社	108	3.41
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	79	2.52
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	78	2.49
株式会社みずほ銀行	68	2.17
ミツワ産業株式会社	59	1.87
株式会社ダブルエー	50	1.60
株式会社イオスビジネスハウス	50	1.58

（注）1. 当社は自己株式87,313株を保有していますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式（87,313株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名　称 (発行決議の日)	保有人数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	払込金額	行使価額	行使期間
第1回新株予約権 (2010年1月29日)	取締役4名	普通株式 4,648株	払込を要しない	1株あたり 1円	2010年2月16日 ～2040年2月15日
第2回新株予約権 (2011年1月31日)	取締役6名	普通株式 5,579株	払込を要しない	1株あたり 1円	2011年2月17日 ～2041年2月16日
第3回新株予約権 (2012年1月31日)	取締役6名	普通株式 4,250株	払込を要しない	1株あたり 1円	2012年2月17日 ～2042年2月16日
第4回新株予約権 (2013年2月5日)	取締役6名	普通株式 2,532株	払込を要しない	1株あたり 1円	2013年2月22日 ～2043年2月21日
第5回新株予約権 (2014年2月4日)	取締役6名	普通株式 3,190株	払込を要しない	1株あたり 1円	2014年2月21日 ～2044年2月20日
第6回新株予約権 (2015年2月6日)	取締役6名	普通株式 3,439株	払込を要しない	1株あたり 1円	2015年2月24日 ～2045年2月23日
第7回新株予約権 (2016年2月4日)	取締役6名	普通株式 3,817株	払込を要しない	1株あたり 1円	2016年2月22日 ～2046年2月21日
第8回新株予約権 (2017年2月3日)	取締役6名	普通株式 3,829株	払込を要しない	1株あたり 1円	2017年2月20日 ～2047年2月19日
第9回新株予約権 (2018年2月2日)	取締役7名	普通株式 4,157株	払込を要しない	1株あたり 1円	2018年2月19日 ～2048年2月18日
第10回新株予約権 (2019年2月5日)	取締役7名	普通株式 4,375株	払込を要しない	1株あたり 1円	2019年2月22日 ～2049年2月21日
行　使　条　件	新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。				

(注) 1. 社外取締役、監査役には新株予約権を付与しておりません。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩崎幸次郎	
専務取締役	大川修一	調達本部長
常務取締役	安田直人	管理本部長
取締役	水谷基治	小売事業本部長
取締役	田中亙	経営企画室長
取締役	浦聖貴	管理副本部長、経理部長
取締役	武川雄二	営業本部長
取締役	山本真	
常勤監査役	森正博	
常勤監査役	萩原伸朗	
監査役	大倉喜彦	中央建物株式会社代表取締役社長 株式会社ホテルオークラ取締役会長 株式会社ニッピ社外監査役 特種東海製紙株式会社社外監査役
監査役	立馬歳郎	

（注）1. 取締役山本真氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大倉喜彦氏および立馬歳郎氏は、社外監査役であります。

（2）当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2018年6月27日開催の第186回定時株主総会において、山本真氏が取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2018年6月27日開催の第186回定時株主総会終結の時をもって、取締役森誠二氏および五島重彰氏は退任いたしました。

（3）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役山本真氏および各監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額を限度とする契約を締結しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役　山本真氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

就任後開催した取締役会8回すべてに出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 監査役　大倉喜彦氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中央建物株式会社の代表取締役社長であり、また、株式会社ホテルオークラの取締役会長であります。それぞれの会社は当社の株主であるほか特別な関係はありません。

株式会社ニッピの社外監査役であります。同社は当社の主要株主（自己株式を除く持株比率14.46%）であります。

特種東海製紙株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社の間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会10回中6回に出席し、また、監査役会6回すべてに出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 監査役　立馬歳郎氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会10回すべてに出席し、また、監査役会6回中すべてに出席し、会社経営の経験と学識者としての幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額

区　分	員　数	報酬等の総額
取　締　役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	153百万円 (6百万円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	45百万円 (12百万円)
合　　計 (うち社外役員)	14名 (4名)	198百万円 (18百万円)

(注) 1. 2009年６月24日開催の第177回定時株主総会において当社の役員報酬について次のとおり決議いただいております。
①取締役報酬額　　年額250百万円以内（うち社外取締役25百万円以内）
ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。
②取締役に対するストックオプション報酬額（①とは別枠）
年額20百万円以内
③監査役報酬額　　年額50百万円以内
2. 当事業年度末現在の取締役は８名（うち社外取締役１名）、監査役は４名（うち社外監査役２名）であります。
3. 上記報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
4. 上記報酬等の総額には、役員賞与引当金の当期引当額32百万円が含まれております。
5. 上記報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）７名にストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額11百万円を含んでおります。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
藍監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬
31百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
31百万円

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬額の見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、金融商品取引法に基づく監査業務の報酬と会社法に基づく報酬を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 社長をコンプライアンス最高責任者、管理本部担当取締役をコンプライアンス統括責任者とし、当社および当社グループ（以下「当社グループ」という。)の全役職員が法令・定款はもとより、当社の経営理念・目標、各種内部ルール、社会規範に則し適正な職務を執行し得る態勢を整備する。

② コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンスマニュアルの作成等、コンプライアンス推進のためのルール・体制の整備を行うとともに、内部監査室長にその取組状況を監査させる等、コンプライアンスの徹底を図る。また、総務部をコンプライアンス推進部門として当社グループの役職員に対する啓蒙・教育に当たらせる。

③ コンプライアンス統括責任者は、内部通報窓口を設置する等、当社グループの役職員のコンプライアンス違反情報を速やかに収集する体制を確保する。違反情報については、内部監査室・関係部門と連携して事実を調査し、再発防止策を決定するとともに、重大な違反については、取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役会は文書管理規程を定め、総務部長を管理責任者として、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存、管理する。取締役、監査役はいつでもこれら文書または電磁的媒体を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループを取り巻くリスクを自然災害、事故、内・外的要因や社会的要因に層別して認識し、経営企画室が当社グループのリスクの監視・対応を行う。

② 当社グループの取締役は各部門長と協同して、担当業務に付随する個別リスクの監視・対応を行うものとし、適宜その状況や対応を取締役会に報告・協議する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役会は、当社グループの取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行えるよう、職務分掌、職務権限、決裁基準はじめ各種ルールやＩＴインフラ等の整備を促進する。

② 当社の取締役会は毎期経営計画を策定し、事業部門またはグループ会社毎に業績目標を設定するとともに、これを所管する各取締役は、計画・目標を具体化するために担当部門の事業計画を策定し、実施すべき施策、予算、組織体制や要員を決定する。

③ 当社の取締役は、原則毎月経営計画の進捗状況をレビューし、取締役会に報告する。取締役会では進捗状況を評価し、今後の推進に向けた対応を担当部門またはグループ会社に指示する等、職務の効率的遂行を図る。

(5) 当社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 販売子会社は営業本部長および小売事業本部長を、生産子会社は調達本部長をそれぞれ責任者として、法令遵守体制・リスク管理体制を構築するほか、コンプライアンス統括責任者は当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを統括し、徹底を図る。

② 当社の子会社の取締役等は、その職務の執行状況について定期的に当社に対して報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、必要に応じその職務を補助すべき使用人に対し、監査に必要な事項を命令することができる。
(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から命令を受けたその職務を補助すべき使用人は、当該職務の執行に関して取締役等の指示命令を受けない。
(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
① 当社グループの取締役および使用人等は、当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに監査役に報告する。
② 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査役は、取締役会に出席するほか随時取締役・会計監査人と意見交換する。
② 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査の実効性を担保すべく適切に対応する。
(10) 反社会的勢力排除のための基本的な考え方および整備状況
① 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。
② 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署は、総務部とするほか、各部門長を責任者として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。
(注) 2019年3月4日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改訂いたしました。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
(1) コンプライアンスに対する取組み
当社グループでは、コンプライアンスマニュアルに基づき、全役職員が法令、定款をはじめ各種ルールに則って行動するよう徹底を図るとともに、内部通報制度として社内窓口を総務部、社外窓口を顧問弁護士事務所に設け、全役職員に周知徹底し、通報があった場合は、その内容の事実確認を行った後、速やかに対策を実施しております。また、全役職員の遵法意識向上のため、毎月「コンプラ便り」を発信し、社内啓蒙活動を行っております。
(2) 職務執行が効率的に行われることに対する取組み
取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款および重要な事項について意思決定を行いました。また、経営方針や経営戦略に関わる重要事項について慎重かつ迅速に決定、執行を行うため、事前に取締役等によって構成される役員連絡会を適宜開催し、議論および審議を行っております。
(3) リスク管理に対する取組み
「情報セキュリティポリシー」に則り情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの情報セキュリティに関するマネジメント体制およびリスク状況を評価しております。
(4) 企業集団における業務の適正の確保に対する取組み
内部監査室が、内部監査年間計画に基づき、本社およびグループ各社への内部監査ならびに内部統制の整備、運用状況の確認を行っております。また、取締役会や経営会議等に出席し、経営課題等へのモニタリングを実施する等、当社グループの業務の適正の確保に取り組んでおります。

8．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は「靴を通して、お客さまに、足元から美と健康を提供する」という事業ミッションを掲げ、

① 私たちは、お客さま第一にマーケット志向で行動する顧客創造企業を目指します。
② 品質重視に徹した靴作りとサービスで、お客さまに安全と安心と満足を提供します。
③ コンプライアンスの徹底と、事業を通じての人材の育成に努め、社会の皆さまから高い信頼を得る企業を目指します。

という企業理念で経営に取組み、企業価値の向上を図るとともに、社会と経済の発展にも貢献することを経営の基本としております。

当社は、1902年（明治35年）の創業以来、一貫して靴の企画・製造・販売に従事しております。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつととらえ、新しい価値の提案をし、提供することで事業の発展を図ってまいりました。

今後も当社の長い歴史の中で培われた高度な技術に磨きをかけ、新たな付加価値を追求してまいります。マーケット志向でお客さまに新しい価値を提供し続けるために、小売事業を通してそのシナジー効果を卸売事業、製造・調達事業に活かしてまいります。また、調達のグローバル化への対応、人材の育成、財務体質強化等による経営基盤の強化も図ってまいります。

当社は企業価値を継続的に向上させていくために、透明で公正な経営を行うことを目指しております。このため、株主、投資家の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーに対して経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、維持することを重要な施策としております。取締役の経営責任をより明確にするため、任期を1年とするとともに、業務執行機関の監督・監査機能を強化するため、社外取締役1名、社外監査役2名を選任し

ております。

また、監査役による取締役会への出席や業務状況の調査などを通じ、取締役会の職務執行を十分監視できる体制となっております。

(3)「当社株式の大量買付行為への対応策」(以下「本プラン」という。)の内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要)

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、2018年6月27日開催の当社第186回定時株主総会において株主の皆さまのご承認を得て継続しております。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト掲載のＩＲ情報「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」(2018年5月11日付)をご参照ください。

(アドレス　https://www.regal.co.jp/cms/pdf/2018-05-11-3_1.pdf)

(4) 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる取組みであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また当社は、a.買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則5-1いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものとなっていること、b.株主意思を反映させるものであること、c.独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するものであること、d.デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等踏まえ、本プランは、当社の株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

9．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当業界の収益が市況動向による影響を受けやすいことから、将来にわたり安定的な経営基盤の確保と競争力の強化のため、内部留保の充実に留意いたしますとともに、配当政策につきましては、安定配当の維持を基本方針といたしております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2019年5月13日開催の取締役会決議により、１株につき70円とさせていただいております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率および1株当たり情報については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**18,473**	**流動負債**	**10,336**
現金及び預金	3,656	支払手形及び買掛金	4,206
受取手形及び売掛金	5,430	短期借入金	3,586
電子記録債権	502	リース債務	34
商品及び製品	7,435	未払法人税等	65
仕掛品	270	賞与引当金	446
原材料及び貯蔵品	637	役員賞与引当金	32
その他	795	ポイント引当金	238
貸倒引当金	△254	店舗閉鎖損失引当金	26
固定資産	**11,835**	その他	1,700
有形固定資産	**6,389**	**固定負債**	**3,969**
建物及び構築物	3,528	長期借入金	1,659
機械装置及び運搬具	142	リース債務	19
土地	2,351	繰延税金負債	4
リース資産	35	再評価に係る繰延税金負債	134
その他	332	退職給付に係る負債	1,872
無形固定資産	**141**	資産除去債務	196
のれん	18	その他	83
リース資産	14	**負債合計**	**14,305**
電話加入権	25	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	81	**株主資本**	**14,691**
その他	1	**資本金**	**5,355**
投資その他の資産	5,304	**資本剰余金**	**743**
投資有価証券	2,462	**利益剰余金**	**8,786**
長期貸付金	34	**自己株式**	**△193**
破産更生債権等	196	**その他の包括利益累計額**	**1,192**
敷金及び保証金	1,287	**その他有価証券評価差額金**	**874**
繰延税金資産	1,317	**土地再評価差額金**	**264**
その他	221	**為替換算調整勘定**	**86**
貸倒引当金	△215	**退職給付に係る調整累計額**	**△33**
		新株予約権	**94**
		非支配株主持分	**25**
		純資産合計	**16,003**
資産合計	**30,309**	**負債及び純資産合計**	**30,309**

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**32,934**
売上原価		**18,255**
売上総利益		**14,678**
販売費及び一般管理費		**13,800**
営業利益		**878**
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	60	
貸倒引当金戻入額	47	
物品売却益	32	
受取賃貸料	22	
未使用商品券収益	9	
補助金収入	28	
雑収入	31	252
営業外費用		
支払利息	30	
売上割引	24	
持分法による投資損失	0	
支払手数料	0	
為替差損	22	
雑支出	20	99
経常利益		**1,031**
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	34	41
特別損失		
固定資産除却損	35	
減損損失	103	139
税金等調整前当期純利益		**933**
法人税、住民税及び事業税	299	
法人税等調整額	118	418
当期純利益		**515**
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		**512**

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,355	743	8,455	△197	14,355
当期変動額					
剰余金の配当			△221		△221
親会社株主に帰属する当期純利益			512		512
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		4	5
土地再評価差額金の取崩			39		39
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	331	4	336
当期末残高	5,355	743	8,786	△193	14,691

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,664	△2	304	81	29	2,076	87	25	16,546
当期変動額									
剰余金の配当									△221
親会社株主に帰属する当期純利益									512
自己株式の取得									△0
自己株式の処分									5
土地再評価差額金の取崩			△39			△39			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△790	2	－	4	△62	△845	6	△0	△838
当期変動額合計	△790	2	△39	4	△62	△884	6	△0	△542
当期末残高	874	－	264	86	△33	1,192	94	25	16,003

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**15,260**	**流動負債**	**9,341**
現金及び預金	2,520	支払手形	1,498
受取手形	679	買掛金	2,588
売掛金	5,003	短期借入金	3,961
商品及び製品	6,338	リース債務	34
仕掛品	2	未払金	286
原材料及び貯蔵品	231	未払費用	584
前渡金	446	賞与引当金	146
関係会社短期貸付金	70	役員賞与引当金	32
その他	289	ポイント引当金	4
貸倒引当金	△320	店舗閉鎖損失引当金	22
固定資産	**12,208**	その他	181
有形固定資産	**4,699**	**固定負債**	**3,187**
建物	2,152	長期借入金	1,659
構築物	40	リース債務	19
機械装置及び運搬具	69	長期未払金	37
工具、器具及び備品	92	退職給付引当金	1,312
土地	2,310	資産除去債務	11
リース資産	35	再評価に係る繰延税金負債	134
無形固定資産	**119**	その他	13
投資その他の資産	**7,388**	**負債合計**	**12,529**
投資有価証券	2,177	**(純資産の部)**	
関係会社株式	581	**株主資本**	**13,734**
関係会社出資金	238	**資本金**	**5,355**
関係会社長期貸付金	2,212	**資本剰余金**	**663**
敷金及び保証金	1,199	資本準備金	662
繰延税金資産	790	その他資本剰余金	0
その他	391	**利益剰余金**	**7,894**
投資損失引当金	△0	利益準備金	151
貸倒引当金	△201	その他利益剰余金	7,742
		圧縮積立金	7
		繰越利益剰余金	7,734
		自己株式	**△178**
		評価・換算差額等	**1,110**
		その他有価証券評価差額金	**846**
		土地再評価差額金	**264**
		新株予約権	**94**
		純資産合計	**14,939**
資産合計	**27,468**	**負債純資産合計**	**27,468**

損 益 計 算 書

（2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**29,580**
売上原価		**18,561**
売上総利益		**11,018**
販売費及び一般管理費		**10,450**
営業利益		**568**
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	65	
貸倒引当金戻入額	34	
物品売却益	32	
受取賃貸料	22	
未使用商品券収益	9	
雑収入	32	223
営業外費用		
支払利息	35	
売上割引	21	
支払手数料	0	
雑支出	2	60
経常利益		**731**
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	0	7
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	103	103
税引前当期純利益		**634**
法人税、住民税及び事業税	170	
法人税等調整額	38	208
当期純利益		**425**

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,355	662	0	663	129	5	7,514	7,650	△182	13,485
当期変動額										
剰余金の配当					22		△243	△221		△221
当期純利益							425	425		425
圧縮積立金						4	△4			－
圧縮積立金の取崩						△2	2			－
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			0	0					4	5
土地再評価差額金の取崩							39	39		39
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	0	0	22	2	219	244	4	248
当期末残高	5,355	662	0	663	151	7	7,734	7,894	△178	13,734

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,594	△2	304	1,895	87	15,469
当期変動額						
剰余金の配当						△221
当期純利益						425
圧縮積立金						－
圧縮積立金の取崩						－
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						5
土地再評価差額金の取崩			△39	△39		－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△748	2	－	△745	6	△739
当期変動額合計	△748	2	△39	△785	6	△529
当期末残高	846	－	264	1,110	94	14,939

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月17日

株式会社リーガルコーポレーション
　取締役会　御中

藍監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　古谷義雄　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小林新太郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リーガルコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表７．重要な後発事象に関する注記（連結子会社の合併）に記載の通り、会社グループは、2019年４月１日付で、連結子会社である株式会社フィット東日本を存続会社、株式会社フィット近畿日本および株式会社タップスを消滅会社とする吸収合併を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月17日

株式会社リーガルコーポレーション
　取締役会　御中

藍監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　古谷義雄　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小林新太郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの2018年４月１日から2019年３月31日までの第187期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第187期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人藍監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人藍監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月20日

株式会社リーガルコーポレーション　監査役会

常勤監査役　森　　正　博　㊞

常勤監査役　萩　原　伸　朗　㊞

社外監査役　大　倉　喜　彦　㊞

社外監査役　立　馬　歳　郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	岩崎 幸次郎（いわさき こうじろう） (1950年１月30日生)	1976年１月　当社入社 2001年10月　当社開発設計部長 2002年４月　当社執行役員　開発設計部長 2006年４月　当社執行役員　調達副本部長、輸入部長 2006年６月　当社取締役　調達副本部長、海外調達担当、輸入部長 2010年４月　当社代表取締役社長（現在） 2017年６月　中央建物株式会社社外取締役（現在）	13,110株
2	大川 修一（おおかわ しゅういち） (1951年７月８日生)	1975年４月　当社入社 2001年10月　当社営業統括部長 2002年６月　当社取締役　営業副本部長 2005年６月　当社常務取締役　営業本部長、事業開発部・国際部担当 2007年６月　当社専務取締役　経営全般、調達本部長 2009年４月　当社代表取締役専務取締役　経営全般、営業本部長、調達本部長 2010年４月　当社常務取締役　調達本部長 2014年６月　当社専務取締役　調達本部長（現在）	4,000株
3	安田 直人（やすだ なおひと） (1954年１月23日生)	1976年４月　当社入社 2007年４月　当社内部監査室長 2010年６月　当社取締役　経営企画室長 2013年６月　当社常務取締役　管理本部長、経営企画室長 2015年４月　当社常務取締役　管理本部長（現在）	3,100株
4	水谷 基治（みずたに もとはる） (1956年１月27日生)	1982年４月　当社入社 2001年４月　当社調達部長 2004年６月　当社取締役　営業副本部長、紳士営業部長 2007年６月　当社常務取締役　営業本部長、事業開発部・国際部担当、紳士営業部長 2010年４月　当社取締役　小売事業本部長、小売子会社担当、小売統括部長 2010年10月　当社取締役　小売事業本部長、小売子会社担当 2012年４月　当社取締役　小売事業本部長（現在）	3,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	田中（たなか） 亙（わたる） （1955年10月11日生）	1978年４月　当社入社 2007年４月　当社営業副本部長 2007年６月　当社取締役　営業副本部長、卸売子会社担当 2010年４月　当社取締役　営業本部長 2017年４月　当社取締役　経営企画室長（現在）	3,220株
6	浦（うら） 聖貴（きよたか） （1960年３月７日生）	1983年４月　当社入社 2008年４月　当社経理部長 2010年４月　当社管理副本部長、経理部長 2010年６月　当社取締役　管理副本部長、経理部長（現在）	3,600株
7	武川（たけかわ） 雄二（ゆうじ） （1957年４月３日生）	1980年４月　当社入社 2001年10月　当社商品企画二部長 2009年４月　当社営業副本部長 2015年４月　当社経営企画室長 2017年４月　当社営業本部長 2017年６月　当社取締役　営業本部長（現在）	700株
8	山本（やまもと） 眞（まこと） （1952年12月14日生）	2007年７月　あいおい損害保険株式会社執行役員 2010年６月　同社常勤監査役 2010年10月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常勤監査役 2014年３月　同社退社 2018年６月　当社社外取締役（現在）	100株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山本真氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、山本真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 山本真氏を社外取締役候補者とした選任理由は、損害保険業界における長年の経験と企業経営、事業活動に伴うリスク等に関する豊富な知見を有しており、当社の経営全般に独立的な立場で助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、選任をお願いするものであります。
4. 山本真氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
5. 当社と社外取締役候補者山本真氏は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 ※	白崎 裕公 （1960年２月22日生）	1982年４月　当社入社 2008年４月　当社業務統括部長 2012年４月　当社人事総務部長 2019年４月　当社人事部（現在）	1,400株
2 ※	古賀 辰哉 （1959年11月2日生）	1983年４月　当社入社 2008年４月　当社ストア営業部長 2010年10月　当社小売統括部長 2013年４月　当社内部監査室長 2019年４月　当社内部監査室（現在）	300株
3	大倉 喜彦 （1939年４月22日生）	1962年４月　大倉商事株式会社入社 1998年６月　同社代表取締役社長 2000年６月　当社社外監査役（現在） 西戸崎開発株式会社社外取締役（現在） 2001年６月　株式会社ニッピ社外監査役（現在） 2002年６月　中央建物株式会社代表取締役社長（現在） 2007年４月　特種東海ホールディングス株式会社（現 特種東海製紙株式会社）社外監査役（2019年6月退任予定） 2010年６月　株式会社ホテルオークラ取締役会長（現在） (重要な兼職の状況) 中央建物株式会社代表取締役社長 株式会社ホテルオークラ取締役会長 株式会社ニッピ社外監査役	4,300株
4	立馬 歳郎 （1945年１月２日生）	1989年４月　株式会社ジャパンタイムス入社 1997年３月　同社取締役 2004年７月　一般財団法人英語教育協議会専務理事 2012年８月　明星大学客員教授（現在） 2015年６月　当社社外監査役（現在）	100株

(注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者大倉喜彦氏および立馬歳郎氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
(1) 大倉喜彦氏は、長年の経営者としての豊かな経験と幅広い見識をもとに、独立した立場から、取締役の職務執行に対する適切な監査をしていただくことにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、選任をお願いするものであります。
(2) 立馬歳郎氏は、経営者としての経験と学識者としての幅広い見識をもとに、独立した立場から、取締役の職務執行に対する適切な監査をしていただくことにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、選任をお願いするものであります。

5. 社外監査役の在任期間は以下のとおりであります。
   (1) 大倉喜彦氏の在任期間は、本総会終結の時をもって19年であります。
   (2) 立馬歳郎氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
6. 当社と監査役候補者大倉喜彦氏および立馬歳郎氏は、会社法第423条第１項の賠償責任について、会社法第427条第１項に基づき、会社法第425条第１項に規定する最低限度額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、新任の監査役候補者白崎裕公氏および古賀辰哉氏が選任された場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠く場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
手塚　遼一（てづか　りょういち） (1938年10月20日生)	1962年４月　大倉事業株式会社入社 1984年３月　株式会社ホテルオークラ新潟　料飲支配人 1993年１月　株式会社川奈ホテル副支配人 1995年９月　株式会社フェヤーモントホテル常務取締役支配人 2002年１月　同社退社	0株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者手塚遼一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 手塚遼一氏は、経営者としての豊かな経験と幅広い見識をもとに、当社の監査に反映していただくため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。
4. 手塚遼一氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

場　　所　千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
　　株式会社リーガルコーポレーション　本社１階　ホール
電　　話　０４７（３０４）７０５０（代表）

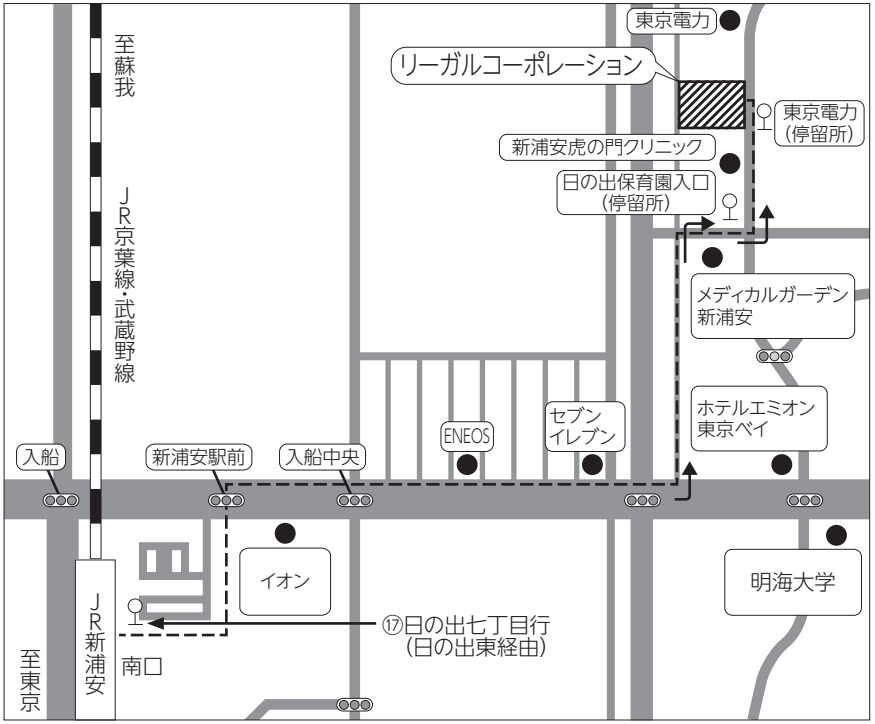

交通機関
JR（京葉線・武蔵野線）新浦安駅より徒歩約15分
東京ベイシティバス ⑰日の出七丁目行　日の出保育園入口下車徒歩約１分
（日の出東経由）

UD FONT　VEGETABLE OIL INK